

国定公園事業執行認可等の取扱要綱の一部改正（案）の概要

環境生活部自然保護課

1 趣旨

県内の国定公園の保護及び利用のために決定された事業を県以外の者が行う際の手続等については、自然公園法（以下「法」という。）、自然公園法施行令及び自然公園法施行規則（以下「規則」という。）の規定によるほか、「国定公園事業執行認可等の取扱要綱」に定めている。

本件は、規則の改正（令和元年9月30日施行）並びに法及び規則の改正（令和4年4月1日施行）等に合わせて、規定の整備を行うものである。

2 主な改正概要

（1）分譲型ホテル等に係る規定の追加

規則の改正（令和元年9月30日施行）により、宿舎に関する公園事業であって、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものである分譲型ホテル等が認可の対象となったことを踏まえ、「宿舎に関する国立公園事業に係る分譲型ホテル等の取扱いについて（令和4年4月1日付け環自国発第22040112号）」及び「国立公園事業執行等取扱要領（令和4年4月1日付け環自国発第22040111号）」を参考に規定の整備を行う。

ア 執行認可申請書等記載事項の追加

執行認可申請書等に記載する事項として「分譲型ホテル等の該当の有無」及び「分譲型ホテル等にあつては、その種類及び仕組みの概要」を追加する。

イ 執行認可申請書等の添付書類の明確化

規則第9条で準用する規則第2条第3項各号に規定する書類のうち、分譲型ホテル等の執行認可等に必要な書類を明確化する。

ウ 執行認可等の審査基準の追加

分譲型ホテル等の執行認可等に係る審査基準を次のとおり規定する。

利用施設事業については、特定の者が優先的に使用するものでないこと。ただし、分譲型ホテル等であつて、次に掲げる事項のいずれにも適合するものについては、この限りでない。

（ア）次に掲げる事項のいずれにも適合すること。

- a 特定の者が独占的に利用する客室を設けないこと。
- b 公園施設の年間延べ宿泊可能客室数のうち、7割以上について、一般の利用者の宿泊の機会が確保されていること。
- c 季節性の強いエリアにおいては、ハイシーズンも、一定数の客室において、一般の利用者の宿泊の機会が確保されていること。

（イ）次に掲げる事項のいずれかに適合すること。

- a 廃業施設や休業施設が目立つエリアの再活性化や上質化に資すると判断されるもの。
- b 風致景観の保護上支障を来している廃屋や老朽化施設の改築、増築又は建替えにより実施されるもの。

(2) 譲渡による承継の承認に係る規定の追加

法及び規則の改正（令和4年4月1日施行）により公園事業の譲渡による地位の承継に係る規定が追加されたことを踏まえ、「国立公園事業執行等取扱要領」を参考に規定の整備を行う。

ア 譲渡による承継の承認に係る審査事項

譲渡による承継の承認申請書の審査事項を次に掲げるとおりとする。

- (ア) 承継の必要性
- (イ) 承継により生じる国定公園の保護又は利用上の支障の有無
- (ウ) 国定公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件の使用の可否
- (エ) その他審査基準への適合の判断に必要な事項

イ 譲渡による承継の承認に係る審査基準

譲渡による承継の承認申請書の審査基準を次に掲げるとおりとする。

- (ア) 利用施設事業については、(1) ウに掲げる基準に適合すること。
- (イ) 譲渡承継後に安全性及び利用上の快適性を確保するため適切に管理又は経営がなされるものであること。
- (ウ) (イ)のほか、譲渡承継後の公園施設の管理又は経営の方法が適切であること。
- (エ) 譲受人が、公園施設を適正に管理又は運営するために必要な資産、経理的基礎及び能力を有していること。
- (オ) 譲受人が、国定公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を国定公園事業の用に供するための権原を有していること（譲受人が当該財産の所有権等を有していない場合であっても、当該財産の所有権等の移転に係る契約書において、承継の承認を条件として当該財産の所有権等が移転することとなっている等、承認時より当該財産の所有権等の移転がされることが明らかとなっている場合には、当該事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を使用する権限を有していることとして取り扱うことができるものとする。）。
- (カ) 他の法令の規定により許可その他の処分を要するものであるときは、譲受人が、その許可等を得られる見込みがあること。
- (キ) 申請の事項について客観的な挙証資料が示されていること。

(3) 原状回復命令等に係る規定の変更

法第16条第4項で準用する法第15条第1項の規定による、公園事業を廃止した場合等における原状回復命令等を行う要件について、「国立公園事業執行等取扱要領」を参考に整備を行う。

ア 「当該公園施設が国定公園事業の執行のための施設であること。」を「当該公園施設が国定公園事業の執行によって生じた施設であること。」に改める。

イ 「当該国定公園施設に対して原状回復等の措置が執られないことが、風致、景観又は風景の維持に著しい支障を与えるものであること。」を要件に加える。

(4) その他の改正

ア その他の規定の整備

現行の法及び規則に合わせて、「国立公園事業執行等取扱要領」を参考に諸規定の整備を行う。

イ 様式の整備

- (ア) 分譲型ホテル等に対応した様式の追加・変更を行う。
- (イ) 譲渡による承継の承認申請書様式の追加を行う。
- (ウ) 各様式の押印廃止を行う。
- (エ) その他の所要の整理を行う。